

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年 3 月 27 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 3 号

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(料金等の減免及び負担金の免除) 第22条 (略) (1)―(3) (略) <u>(4) その他使用者の責に帰さない事由による場合であって、企業長が特に必要があると認めるとき。</u> 2・3 (略)	(料金等の減免及び負担金の免除) 第22条 (略) (1)―(3) (略) 2・3 (略)

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。